

ベレン+30 宣言¹

1988年に開催された第1回国際民族生物学会から30年を経た2018年8月、市民社会の代表者に加えて、多数の先住民（先住民族）、伝統集団、地域社会、研究者や学生、とくに民族生物学者のメンバーらが、国際民族生物学会第16回大会、ブラジル民族生物学・民族生態学会第12回シンポジウム、The Peoples Forumに集い、共通の課題について議論した。現在では、先住民や地域社会が、彼ら独自の戦略や技術を通して、自らの自然資源を認識し、利用し、管理するということが確認されている。1989年以来、生物多様性条約（CBD）、国際労働機関169号条約（ILO 169）、先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）、名古屋議定書およびその他の国際協定・宣言によって、これらの知識、実践およびイノベーションは、地球規模での生物多様性の保全や持続可能な利用への貢献においてだけでなく、彼ら自身の権利においても重要であることが認められてきている。その始まりとなったベレン宣言以降、先住民、伝統集団および地域社会の権利の認識と保護の進展が必要なレベルを下回っていること、さらに、これらの進展を損ない他者を阻止しようとする傾向、政策、行為がみられる現状を憂慮し、ここに我々は以下の事実を深刻に受け止め警告を続けることを宣言する。

- ・世界中の先住民、伝統集団、地域社会は、虐殺、エスノサイド、土地や知識の絶え間ない収奪を経験し続けている。世界の国民国家の大半は、現在条約の調印国であるか、またはこれらの権利を認める上記の宣言を承認しているが、彼らの言語は絶滅しつつあり、権利が侵害され続けている。
- ・世界の国民国家の大半は、現在当条約の調印国であるか、または上記の宣言を承認しているが、熱帯林およびその他の脆弱な生態系は消滅しつつある。
- ・世界の国民国家の大半は、現在当条約の加盟国であるか、または上記の宣言を承認しているが、動植物を問わず、多くの種が絶滅の危機に瀕している。

また、以下の事項、すなわち、

- ・先住民、伝統集団、地域社会は、世界の遺伝資源の約95%を管理している。
- ・文化多様性と生物多様性の間には、強い結びつきがある。
- ・世界中の人々の農業生産や経済生産とともに健康状態は、部分的または全体的に、先住民、伝統集団、地域社会によって管理される遺伝資源および自然資源に依存している。

これらのことを考え、

¹ 翻訳者：佐藤靖明、准教授、大阪産業大学、日本

Translator: Sato Yasuaki, Associate Professor, Osaka Sangyo University, Japan

我々は以下の行動を強く促すものである。

- 1) 先住民、伝統集団、地域社会に対して、土地の権利、管理権、生計の自己決定権を保障する措置を導入する。
- 2) 文化的小よび言語的なアイデンティティを含む、その他すべての有形無形の人権を認識し適用する。
- 3) 先住民、伝統集団、地域社会に対して、彼ら自身のやり方もしくは伝統的協議方法（ILO 169）を尊重しながら、彼らの土地、聖地、生活に影響を与える可能性のある公共および民間プロジェクトについて、拒否権を含む、自由意思と事前の十分な情報に基づいて協議する権利を必ず保障する。なお、その協議プロセスは、プロジェクトを始める国民国家または団体によって進められ、資金提供も確実になされるべきである。
- 4) すべての国民国家は、先住民、伝統集団、地域社会が自由意思と事前の十分な情報に基づいて協議をする権利を保障するために、ILO 169 と UNDRIP の批准と実施のプロセスを促進させるべきである。
- 5) 先住民、伝統集団、地域社会によって自発的に、または学者の参加を得て主導的に進められる地域資源の保全および管理に関する目録作成やプログラムについて、科学技術およびイノベーションの資源の相当割合がそれらの実施のために使われるべきである。
- 6) 国民国家は、文化および伝統的知識を保護・強化し、それらを基礎とした利用と自律的発展を確実に支援するものとする。もし第三者が遺伝資源を含むこの知識にアクセスしてそれらを利用する場合、自由意思による、事前の十分な説明に基づく同意を得るべきである。また、適切な利益配分システムを確保し、不適切なアクセスや乱用を防止するべきである。
- 7) 国際社会の間で、人間や環境が健全であるための民族生物学的知識の価値に関する意識を高めながら、すべてのレベルにおいて、地域の状況に合わせて差異化され、適応された教育プログラムを導入する。
- 8) 口頭で、また多彩な表現を通じて先祖から受け継がれてきた伝統的なヒーリングの実践に関連する幸福のための哲学について、この考えを推進し制度化する。また、それらは保存、保護、実施、社会化されるべきである。
- 9) 研究者と諸機関は、先住民、伝統集団、地域社会に対して、彼らの土地や聖地で実施された調査の生データ、ドキュメンテーション（ビデオ、画像、音声）およびそれらの情報の入手とアクセスの権利を確保すべきであり、それには調査対象と加工品の送還権も含まれる。
- 10) 国民国家は、伝統的な慣行を犯罪とみなすことをやめ、これらの慣行に反する環境法および政策を見直すべきである。
- 11) 国民国家は、各国における国際条約および法律で定められている環境犯罪および人権侵害に対して、とくに大規模事業を伴う場合には、効果的な処罰を確実に行うべきである。
- 12) 国民国家は、適切な訓練やテクノロジーへのアクセスを含む、社会—生物多様性からの

生産、信用を利用する機会およびマーケティングを支援するための政策を確立すべきである。